

令和3年 上里町教育委員会 第7回 定例会会議録

上里町教育委員会

令和3年第7回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 令和3年7月21日（火）午後4時00分
場 所 上里町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 事

- (1) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- (2) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- (3) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
- (4) 議案第15号 令和3年度上里町教育予算（7月補正）について
- (5) 議案第16号 令和3年要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (6) 議案第17号 令和4年度使用教科書の採択事務処理について
- (7) 議案第18号 上里町家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱について
- (8) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 令和3年 8月 日（ ） 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

令和3年第7回上里町教育委員会会議録

招集月日	令和3年 7月21日(水)		招集場所	上里町役場 3階 教育委員会室		
会議日程	開 会	午後 4時00分	閉 会	午後 4時53分		
招集者及び宣告者	教育長 埴岡 正人		議 長	教育長 埴岡 正人		
委員出席状況	教 育 委 員		説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	学校教育課長	望月 誠	
	教 育 長	○ 埴岡 正人		学校教育指導室長	福島 実	
	委 員	○ 阿久戸 嘉彦		生涯学習課長	金井 憲寿	
	委 員	× 相川 崇樹		学校教育指導室長補佐	山本 友子	
	委 員	○ 齊藤 雅男		学校教育課教育庶務係長	吉村 香織	
	委 員	○ 岸本 真紀				
	※出席者○印・欠席者×印					
会 議 進 行 状 況	1. 開会		＜挨拶・開会宣言＞			
		教育長				
	2. 前回会議録の承認		前回会議録の確認をお願いいたします。ご不明な点等ございましたら			
		教育長	ご発言願います。			
			委員	＜特になし＞		
			教育長	特にないようですので、前回の会議録につきましては、ご承認いただけましたものといたします。事務局は手続きをお願いします。今回の会議録署名委員は、阿久戸委員をお願いいたします。		
	3. 議事		それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、本日の議事は、承認			
		教育長	案件が3件、議案が4件であります。			
			なお、議案第15号につきましては、7月臨時議会の議案として上程を予定している内容であり、また、議案第16号は、個人情報が含まれる内容でありますので、会議の内容を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。			
			委員	＜了解＞		
			教育長	では、議案第15号、及び議案第16号につきましては、会議の内容を非公開とさせていただきます。		

会 議 進 行 状 況		それでは、まず初めに承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
	生涯学習課長	承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。
		社会教育委員の委嘱及び任命について、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同第3条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。
		理由及び事務処理状況でございますが、社会教育委員の選出において役員の交替があり、かつ、委員会を招集する時間がなかったため、上里町教育委員会名で社会教育委員の委嘱及び任命を行う専決処理を行いましたので、報告いたします。
		次のページをご覧ください。令和3年7月9日付けの専決処分書により専決処分を行いました。最後のページに社会教育委員名簿を添付させていただきました。右側の欄のカッコ内に新任と記載のある方が今回委嘱した方です。なお、任期につきましては、令和4年3月31日まででございます。
		以上、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の提案説明とさせていただきます。
		慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
		教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。
		委員 <特になし>
		教育長 承認第3号の件につきましては、事務局提案のとおり承認することよろしいでしょうか。
		委員 <異議なし>
		教育長 ありがとうございます。承認第3号は、提案のとおり承認されました。続きまして、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

会 議 進 行 状 況	生涯学習課長	承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。	
		上里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同第3条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。	
		理由及び事務処理状況でございますが、上里町体育協会について、令和3年5月20日書面議決により開催した上里町体育協会総会にて承認を受け、令和3年6月1日より「上里町スポーツ協会」に名称を変更するに当たり、上里町教育委員会を招集する時間がなかったため、上里町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する専決処理を行いましたので、報告するものであります。	
		次のページをご覧ください。令和3年6月1日付けの専決処分書により専決処分を行いました。	
		次のページをお願いします。上里町教育委員会事務局組織規則の改正内容でございます。第2条第1項「生涯学習課」項目「スポーツ振興係」第9号中「体育」を「スポーツ」に改めました。	
		次のページをご覧ください。上里町教育委員会事務局組織規則の新旧対照表になります。3枚目のスポーツ振興係の9号が改正の該当箇所でございます。次のページは、改正後の上里町教育委員会事務局組織規則でございます。	
		以上、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」の提案説明とさせていただきます。	
		慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。	
		教育長	ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。
		委員	<特になし>
		教育長	承認第4号の件につきましては、事務局提案のとおり承認することよろしいでしょうか。
		委員	<異議なし>
		教育長	ありがとうございます。承認第4号は、提案のとおり承認されました。

会 議 進 行 状 況		続きまして、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。	
	生涯学習課長	承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。	
		提案理由でございますが、上里町体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定によって別紙のとおり専決処分したので同第3条の規定によりこれを報告し、承認を求めます。	
		理由及び事務処理状況でございますが、令和3年5月20日書面議決により開催した上里町体育協会総会にて承認を受け、令和3年6月1日より「上里町スポーツ協会」に名称を変更するに当たり、上里町教育委員会を招集する時間がなかったため、上里町体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する専決処理を行いましたので、報告するものであります。	
		次のページをご覧ください。令和3年6月1日付けの専決処分書により専決処分を行いました。	
		次のページをご覧ください。上里町体育施設設置及び管理条例施行規則の改正内容でございます。第8条第2項第3号中「体育」を「スポーツ」に改めました。	
		次のページをご覧ください。上里町体育施設設置及び管理条例施行規則の新旧対照表になります。下線部分が改正箇所となります。次のページは、改正後の上里町体育施設設置及び管理条例施行規則でございます。	
		以上、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」の提案説明とさせていただきます。	
		慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。	
		教育長	ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。
		委員	<特になし>
		教育長	承認第4号の件につきましては、事務局提案のとおり承認することよろしいでしょうか。

会 議 進 行 状 況	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。承認第5号は、提案のとおり承認されました。続きまして、議案第15号「令和3年度上里町教育予算（7月補正）について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
	学校教育課長	議案第15号「令和3年度上里町教育予算（7月補正）について」ご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、令和3年第4回上里町議会定例会へ教育予算（7月補正）を提出したいため、本案を提出するものであります。
		概要及び内容について、ご説明申し上げます。始めに、概要でございますが、令和3年度上里町教育予算（7月補正）を策定したので、上里町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものであります。
		<内容説明は非公開>
		以上、令和3年度上里町教育予算（7月補正）についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
		続きまして、担当よりお手元の「令和3年度上里町教育予算（7月補正）に関する説明書」で説明をさせていただきます。
		<担当による詳細説明・質疑応答は非公開>
	教育長	議案第15号の件につきましては、事務局提案のとおり決することによろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。議案第15号は、提案のとおり決定されました。続きまして、議案第16号「令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
	教育庶務係長	議案第16号「令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」ご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため、本案を提出するものであります。

会 議 進 行 状 況		概要及び内容についてご説明申し上げます。
		始めに概要でございますが、令和2年度要保護及び準要保護児童生徒に認定の者で、令和3年7月1日以降も継続認定を希望する者と、令和3年6月16日から7月15日までに新規申請のあった者について、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に基づき、認定を行いたいものであります。
		継続認定者の内容でございますが、申請件数は204件310名であります。申請内容は、認定区分「要保護」が18件31名、「準要保護」が186件279名であります。詳細は別紙のとおりです。
		不認定者につきましては、生活困窮に伴う準要保護の継続申請6名ですが、認定結果一覧のとおり所得基準が算定基準以上であるため、不認定となります。
		続きまして、新規申請についての認定内容でございます。認定区分が「準要保護」、認定理由が職業不安定を理由とした、新規の申請3件3名であります。詳細は別紙のとおりです。なお、認定開始は令和3年7月1日からとなります。
		以上、令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の継続・新規認定及び不認定についての提案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
		<申請者の詳細説明内容・質疑応答の内容は非公開>
	教育長	議案第16号の件につきましては、事務局提案のとおり決することによろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。議案第16号は、提案のとおり決定されました。続きまして、議案第17号「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
	学校教育指導室長	議案第17号「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」ご説明申し上げます。
		提案理由でございますが、令和4年度より使用する上里町立中学校用図書「社会（歴史的分野）」について、新たな採択を行わず、令和3年度より使用しているものを引き続き使用したいため、本案を提出するものであります。補足説明をさせていただきます。令和3年度から

会 議		上里町立中学校で使用する教科用図書については、令和2年度に採択をしました。この度、「社会（歴史的分野）」の中学校用教科用図書について、令和2年度に文部科学省の検定を経て今年度新たに発行されることとなったものがあります。国の通知によれば、令和4年度から使用する中学校の歴史の教科用図書については、新たに採択替えを行うことも可能であるとあります。しかしながら、「社会（歴史的分野）」につきましても、令和2年度の採択において、令和3年度から4年間使うことを前提に採択を実施していること。歴史の使用教科書は、第1学年で給与されたものを3年間使用すること。既に採択された教科用図書を使用しての学習が開始されていることから、本案を提出するものであります。以上、「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」の説明とさせていただきます。	
		慎重審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。	
	教育長	ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。	
	委員	<特になし>	
	教育長	議案第17号の件につきましては、事務局提案のとおり決することによろしいでしょうか。	
	委員	<異議なし>	
	教育長	ありがとうございます。議案第17号は、提案のとおり決定されました。続きまして、議案第18号「上里町家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。	
	教育庶務係長	議案第18号「上里町家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱について」ご説明申し上げます。	
		提案理由でございますが、学校の臨時休業等のオンライン授業に備え、Wi-Fi環境が整備されていない家庭に対してモバイルルーター機器を貸与し、インターネットを利用した自宅での家庭学習を円滑に進めるため、本案を提案するものでございます。	
		概要でございますが、モバイルルーター機器の貸与を希望する児童生徒に対して、貸与に至るまでの手続き方法や規則など、必要な事項	
	進 行 状 況		

会 議 進 行 状 況		を定めるものであります。
		内容についてご説明申し上げます。第1条では、本要綱の目的を規定しております。第2条では、貸与対象者を「上里町立小中学校に在籍する家庭にWi-Fi環境が整備されていない児童生徒」と規定しております。第3条では、貸与する機器の詳細を規定しております。内容は、モバイルルーター本体1台、バッテリー1個、取扱説明書1式、USBケーブル1本、ACアダプタ1個となります。別表は本要綱の終わりに記載しております。第4条では、貸与の申請について、貸与を希望するにあたり指定の申請書を教育長に提出するものと規定しております。また、原則として対象者の保護者が申請するものとしております。第5条では、貸与の決定について、提出された申請を教育長が審査し、貸与の可否を決定し、指定の通知書にて申請者に通知するものと規定しております。第6条では、教育長から貸与の決定を受けた児童生徒とその保護者が、貸与機器を利用するにあたり遵守する事項について規定しております。内容については、貸与された機器は、付属品も含め適切に使用し、良好な状態で管理すること、家庭学習以外の目的で機器を使用しないこと、利用者以外の者に譲渡、又は転貸しないこと、故意又は重大な過失により、機器を紛失し、破損し、又は故障させたときは、その補填に要する費用を負担すること、以上4点になります。第7条では、機器の貸与期間と、貸与する機器の台数を規定しております。貸与期間については、貸与の決定を受けた日から当該日の属する年度の3月末日までとしております。ただし、期間満了日が土曜、日曜、祝日の場合は、該当日の前の平日を満了日としております。貸与する機器の台数については、同世帯の児童生徒の人数に関わらず、1世帯1台までとしております。第8条では、機器の貸与料を規定しており、貸与料は無料としております。第9条では、次年度も継続して貸与を希望する場合の手続き等について規定しております。希望する場合は、貸与期間満了日までに新たに教育長に申請書を提出することとしております。第10条では、貸与決定の取り消しについて規定しております。貸与された機器の利用者が次の事項に該当すると認められたとき、教育長は貸与の決定を取り消すことができますとしております。内容については、第2条に規定する要件に該当しなくなったとき、虚偽の報告又は不正の手段により貸与の決定を受けたとき、法令又は本要綱に違反したとき、その他教育長が不適当と認めたとときとなります。第11条では、利用者が貸与期間中に申請内容の変更又は貸与された機器の返却を希望した場合、指定の届出書を

会 議 進 行 状 況		教育長に提出するものと規定しております。第12条では、機器の返却について規定しております。貸与された機器の利用者が次の事項に該当するとき、当該事由が生じた日から起算して7日以内に貸与された機器を返却することとしております。内容については、第10条による貸与の決定の取り消しを受けたとき、貸与期間が終了したとき、対象者が上里町立の小学校及び中学校に在籍しなくなったとき、第11条に規定する届出書にて返却を希望したとき、以上4点になります。第13条では、貸与された機器の利用にかかる費用負担について規定しております。貸与された機器の通信契約については利用者が締結するものとし、その契約に掛かる費用や機器の通信及び使用に要する費用などは、利用者が負担するものとしております。第14条では、貸与された機器に係る損害賠償等について規定しております。貸与期間中に起きた貸与された機器に起因する事故は、上里町教育委員会の責に帰する事由を除き、利用者がその責任を負うこととしております。また、貸与された機器を紛失、破損、又は故障させたときは、指定の報告書を教育長に提出するものとしております。この場合において、原因が利用者の故意又は重大な過失によるものであるときは、利用者の負担を以て原状に回復又は現品を以て弁償することとしております。第15条では、要綱の定め以外に必要な事項は、教育長が別に定めるとしてしております。附則では、施行期日を公布の日から施行するとしております。
		以上で、上里町家庭学習用モバイルルーター機器貸与要綱の提案及び内容説明とさせていただきます。
		慎重審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	教育長	ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。
	委員	第1条に「自宅での家庭学習を円滑に進めるにあたり」と記載されているが、自宅に限る等の使用場所を規定する必要はないのか。タブレットを持って、外でもどこでも遊べるということにならないか。
	教育長	第6条に「家庭学習以外の目的で機器を使用しないこと」と規定しております。
	委員	タブレットの使用は自宅のみなのか。例えば、祖父母の家や自宅以外の場所で家庭学習をしたりすることもあるのではないか。Wi-Fi環

会 議 進 行 状 況		境がない場合は、モバイルルーターを持っていけるのか。
	学校教育指導室長	今回の夏休みは、希望者に端末の貸し出しを行っておりますが、家庭で使用するようにお願いをしてあります。保護者から児童館等で使用できないかとの問い合わせもありましたが、低学年ですと紛失等の心配もありますので、今回は自宅で使うようにお願いしました。
	委員	今回は、機器の貸与ということで、通信環境そのものは利用者が契約し、通信費は利用者負担になるのか。
	学校教育課長	モバイルルーターは、感染症等による臨時休業の際に就学援助を受けている児童生徒に貸し出す目的で令和2年度に購入しましたが、文部科学省の考え方が、端末を家庭学習で活用するために自宅への持ち帰りを推進していく方向ですので、就学援助世帯だけでなくWi-Fi環境が整備されていない全ての家庭に貸し出しができるような要綱にさせていただきました。
	委員	以前、説明を受けた時は、就学援助世帯には通信費まで支援するという内容だったと思う。
	学校教育課長	第13条にございますように通信契約並びに通信費は利用者負担と規定されておりますが、感染症等で臨時休業になり端末の持ち帰りが必要になった場合、就学援助世帯は年間上限12,000円まで支援することになっております。予算につきましては、予備費対応となります。
	教育長	他にご質問、ご意見ございますか。
	委員	<特になし>
	教育長	議案第18号の件につきましては、事務局提案のとおり決することよろしいでしょうか。
	委員	<異議なし>
	教育長	ありがとうございます。議案第18号は、提案のとおり決定されま

会 議 進 行 状 況		した。続きまして、「その他」ですが、委員の皆様から何かご提案等ございますか。
	委員	<特になし>
	4. 教育長報告	特に無いようですので、教育長報告に移らせていただきます。
	教育長	昨日、町内小中学校、1学期の終業式を行いました。コロナ感染防止に取り組みながら、無事1学期を終了することができました。今日から8月26日まで、37日間の夏休みとなります。
		それでは、3点報告させていただきます。
		まず1点目は、うれしい報告です。ホワイトボードに掲示してあります献血のポスターですが、北中3年生の作品です。令和3年度献血推進ポスターコンクールで埼玉県知事賞4点あるのですが、その中で最優秀賞を受賞いたしました。併せて、他の北中の生徒3名が「血液センター所長賞」を受賞しました。ちなみに、7月28日役場玄関前にて献血が実施されますので、ご協力をお願いいたします。
		続いて2点目です。上里町における教育活動では、初めての試みとして、7月14日(水)上里中学校2年生を対象に「防災教室」を実施いたしました。5、6時間目の2時間を使い、町長の講話、避難所内パーティション設営・撤収、くらし安全課職員による講義というプログラムで防災教室を行いました。生徒にとっても防災意識の高揚に繋がるとても有意義な体験授業となりました。北中については、2学期実施に向けて日程調整中です。
		3点目です。米づくり体験教室の「かかし作り」が17日(土)に行われました。お父さん、お母さんも手伝いに入り、楽しくかかし作りを体験しました。全部で9体できあがり、東小の西にある田植え体験を行った水田に設置いたしました。時間に余裕がありましたら、是非ご覧になってください。
		以上ですが、いよいよ明後日から東京オリンピックがスタートいたします。ここに来てコロナ感染者が急拡大しております。埼玉県もまん延防止等重点措置期間が8月22日まで更に延長になり、対象地域も20市町に拡大されました。感染状況を注視しながら、9月以降の行事について、今後改めて、検討していかなければならないかなと心配しております。
		最後に、7月29日(木)に「第38回明るい町づくりの意見発表会」が、2年ぶりに開催されます。委員の皆様へも案内が届いていら

会 議 進 行 状 況		っしゃると思いますが、ご出席のほど、よろしく申し上げます。
		各小学校から代表2名、合計10名の意見発表が行われます。私も楽しみにしております。私からは、以上です。
	5. その他の事項	続きまして、その他の事項としまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。
	教育長	
	委員	<特になし>
	教育長	ないようですので、最後に次回の定例教育委員会の日程をお諮りいたします。8月24日(火)午前9時30分からお願いしたいと思いますが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
	委員	<了解>
	教育長	では、次回の定例委員会は、8月24日(火)午前9時30分から、3階の教育委員会室で行います。
	6. 閉会	本日の議事につきましては、すべて終了いたしました。
	教育長	以上で、7月の定例教育委員会を閉会とさせていただきます。
		会議録署名人(教育長)
		会議録署名人(委員)
		会議録調製者(学校教育課長) 望月 誠